社会福祉法人おおなん福祉会　定款細則

（趣　旨）

第１条　社会福祉法人おおなん福祉会（以下「法人」という。）の運営に関しては、社会福祉法人おおなん福祉会定款（以下「定款」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

（理事長専決事項）

第２条　定款第２８条第１項ただし書の規定に基づき、理事長が専決することができる法人の業務の範囲は、次表の左欄に掲げる業務にあっては、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

業務の種類	業務の範囲
１、職員の人事に関すること。	事務局長及び管理者等の異動、任免、進退並びに賞罰及び主任職員の進退並びに賞罰を除く職員の人事。
２、職員の労務管理、福利厚生に関すること。	日常的事項。
３、債権の免除、又は効力の変更に関すること。	当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別な理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
４、設備資金の借入に係る契約に関すること。	予算の範囲内の事項。
５、建設工事請負及び物品納入等の契約に関すること。	１、次に掲げるような軽微な事項 ア、日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入。 イ、施設設備の保守管理、物品の修理等。 ウ、緊急を要する物品の購入等。 ２、次に掲げる随意契約。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。 ア、売買、賃借料、請負その他の契約で、その予定価格が３００万円未満のもの。 イ、緊急の必要により行うもの。 ウ、競争入札に付し落札者がない場合に行うもの。 エ、競争入札において落札者が契約を締結しない場合に行うもの。
６、固定資産（基本財産を除く）の取得及び改良等のための支出並びにこ	支出並びに処分にあたっては、１件の価格５０万円以上３００万円未満のもの。ただし、法人運営

れらの処分に関すること。	に重大な影響があるものを除く。
７、不要物品等の処分に関すること。	損傷がその他の理由により不要となった物品、又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品であって１件の価格が５０万円以上３００万円未満のもの。 ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
８、予算上の予備費の支出に関すること。	予算に計上されたもの。
９、入所者・利用者処遇に関すること。	日常的事項。
10、入所者の預り金管理に関すること。	日常的事項。
11、寄付の受入れの決定に関すること。	寄付金の募集に関することを除く事項。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

２、　前項に規定する業務の範囲には、法人諸規程において定める契約担当者に委任されるものを含むものとする。

附　則　この細則は、平成１１年４月１日から施行する。
附　則　この細則は、平成１３年４月１日から施行する。
附　則　この細則は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則　この細則は、平成３０年７月２６日から施行する。
附　則　この細則は、令和６年９月２４日から施行する。
附　則　この細則は、令和６年１２月２０日から施行する。